

下野市景観計画（案）に関するパブリックコメントの結果について

1. パブリックコメントの実施状況

(1) ご意見の募集期間

令和3年12月13日（月）～令和4年1月5日（水）

(2) ご意見の応募者数及び件数

1名、3件

(3) 受理状況の内訳

郵送	ファクシミリ	電子メール	窓口直接	計
		1		1

## 2. ご意見の概要とご意見への市の考え方

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見への市の考え方
1	25頁 景観形成重点区域の候補地	<p><b>【意見】</b> 石橋地区に候補地は無いのか</p> <p><b>【意見した理由】</b> 旧石橋町で生まれ育った人間として、景観形成重点区域と判断されうる場所が無かった事が残念(選定中かも知れないが)。確かに中心部は宅地化が著しく、姿川両岸は単調な景色しか無いが、僅かに残った干瓢農家がある他、「何も無いから美しい」という捉え方もある。歴史的建造物や史跡が『特徴ある景観や地域のシンボル』の中心と考えて区域設定をしているならば思い直して欲しい。</p>	<p>姿川両岸を含め市内全域の田園景観は、農業従事者の生産活動の副産物として維持されている状況ですが、農業従事者の減少や高齢化などにより、これまでと同様の維持管理は難しくなると予想されます。そのため、市内全域の田園景観を守るための支援や仕組みについて検討し、あわせて、周囲の自然と調和した集落の景観を維持・継続していく必要があります。</p> <p>また、干瓢農家及び干瓢畑はご意見のとおり、本市を特徴づける景観の一つになっています。そのため、本計画でも干瓢農家及び干瓢畑を「特徴的な営みの景観」として取り上げ、この景観を今後も大切に継承・活用していく必要があるとしています。</p> <p>これらの田園景観と干瓢に関する景観は市内市全域に広がっているため、景観構造図において「田園景観ゾーン」を位置づけています。景観形成重点区域の2候補地は、田園景観ゾーンのうち、下野薬師寺跡及び下野国分寺跡といったさらに特徴のある景観を有する地域です。</p> <p>なお、市民や事業者の発意により継続的に景観づくりを進める地域においても、景観形成重点区域に指定する方針です。</p>

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見への市の考え方
2	37頁 届出等手続きの 流れ	<p><b>【提言】</b> 届出の停止や却下を盛り込むべき</p> <p><b>【理由】</b> 本計画案や条例案を閲覧したが「停止」や「却下」などの文言が一切なく、承認を前提としたプロセスのように見えるため。開発行為も通常ならば大きな害は無いが、大規模災害時に影響を及ぼすことがあるのではないかと危惧する※。業者にも利益追求の権利があることは当然だが、有事に大きな被害が発生する事を防ぐため、目に余る開発行為に対し自治体がノーと言えるようにすべき。</p> <p>※例：①森林開発により土壌が保水力を失い、豪雨時の河川・用水路の増水が著しくなる。 ②工場・商業地から河川への排水が豪雨時に逆流し、低地にある田畑・住宅の浸水や排水管の破損によるインフラの破壊を引き起こす。 ②は平成27年関東東北豪雨、令和元年台風19号にて実際に発生。</p>	<p>景観計画及び景観条例は、一定規模の行為について景観形成基準との整合性に配慮することを求めるもので、その基準に適合すれば行為に着手することができます。行為そのものを着手させないとするものではありません。ただし、大規模行為については、事前協議を義務づけ、市との協議が整わない限り行為に着手できません。</p> <p>一方、都市計画法では、「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」を「開発行為」としその行為を規制しています。市街化区域内は原則として開発面積1,000㎡以上の開発行為、市街化調整区域はすべての開発行為について許可を要することとされています。その許可基準には、道路、排水施設、擁壁、樹木の保存、表土の保全、緑地帯・緩衝帯等の技術基準があり、それらの基準に適合できない場合は不許可となります。</p> <p>このように、ご意見の大規模災害時への対策としては、景観側からの規制ではなく、開発行為側からの規制としてすでに実施しています。今後、一定規模以上の建築物や工作物は、開発行為の技術基準に適合させ開発許可を受けたうえで、景観形成基準についても適合させることが必要になります。</p>

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見への市の考え方
3	38～43頁 「敷地の緑化」 に関する景観形 成基準	<p><b>【意見】</b> 緑化に際し具体的な基準は定めないのでか</p> <p><b>【意見した理由】</b> 『敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること』とあるが、緑化の基準がかなり曖昧に感じる。基準細則等で別途定める、又は景観法・都市計画法で既に根拠があるならば構わないが、これが決定事項ならば「緑化」の基準が如何様にも解釈できてしまい問題だと思う。基準を定めるに当たっては、『緑の基本計画』にある「緑視率」の指標を用いる、樹木や草の適切な配置について生物学者等の専門家に助言を乞う等の科学的見地に基づいた設定をお願いしたい。</p>	<p>今後、計画の運用の指針となる「景観計画ガイドライン」を作成する予定であり、そのなかで景観形成基準を分かりやすく解説する予定です。</p> <p>なお、敷地内の緑化について、一定規模以上の開発行為については、既に都市計画法に基づく技術基準で定められています。</p>